

平成25年度第1回 芦屋市指定管理者選定委員会
(谷崎潤一郎記念館及び美術博物館) 会議要旨

日 時	平成25年6月7日(金) 15:00~17:00
場 所	北館2階 第3会議室
出 席 者	委 員 朝沼 晃 遠藤 尚秀(欠席) 高原 利栄子 島田 康寛 弘本 由香里 市出席者 山中市長 福岡教育長 事 務 局 米原企画部長 宮崎行政経営課長 中村社会教育部長 長岡生涯学習課長 竹村生涯学習課文化財係長 小山生涯学習課係員
事 務 局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	■公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長・教育長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 会議運営に関する説明等
- (6) 委員長・副委員長の選出
- (7) 議題
 - 募集要項・業務仕様書について
 - 選定基準・審査要領について
- (8) 次回以降の会議日程について
- (9) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿, 日程(案)
- 資料2 募集要項, 仕様書
- 資料3 選定基準
- 資料4 審査要領
- 資料5 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
芦屋市情報公開条例
- 資料6 必要書類一覧・様式
- 資料7 関係資料(1~8)

3 委員の委嘱

芦屋市付属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員に委嘱状を交付した。

4 会議の成立

委員定数5人中、4人の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定委員会規則第3条第2項により会議は成立した。

5 委員長、副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定委員会規則第2条第1項及び第2項により委員の中からの互選で朝沼委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、朝沼委員長の指名により、島田委員が副委員長に選出された。

6 審議内容

(朝沼委員長)

本日の議題であります募集要項と選定基準について説明願います。

(事務局：長岡)

<資料2を用い、募集要項と仕様書について説明>

(朝沼委員長)

今まで、2つの施設を同じ委員会内で選定するということがありませんでしたので、再度確認をしておきたいのですが、現在は別々の団体が管理していますが、谷崎潤一郎記念館と美術博物館の指定管理者が同じ団体でもよいということでしょうか？

(事務局：長岡)

はい。そういう団体があればそれでもかまいません。

(朝沼委員長)

両方に応募できるということですね？

(事務局：長岡)

はい。

(朝沼委員長)

先程、説明はいただきましたが、本来であれば、谷崎潤一郎記念館の指定管理者に業務をすべて委託しますが、美術博物館の指定管理者に谷崎潤一郎記念館の一定部分の維持管理を業務委託するということですか？

(事務局：長岡)

はい。現在、美術博物館の駐車場がそうです。

(朝沼委員長)

駐車場に関しては、美術博物館の指定管理者ではなく、別の管理業者に駐車場の業務委託をお願いしているということですか？

(事務局：長岡)

はい。そうです。

(朝沼委員長)

何か、今の募集要項・業務仕様書についてご質問等ありませんか？

少し危惧するのですが、谷崎潤一郎記念館の指定管理者が行う管理業務と、別の指定管理者（美術博物館）が行う、管理業務の区別は明確につくのですか？

(事務局：長岡)

谷崎潤一郎記念館の維持管理につきましては、美術博物館の指定管理者に維持管理を委託するかたちです。どの部分を委託するかということの区別ですか？

(朝沼委員長)

心配するのは、隙間がでてこないかということなんです。

例えば、谷崎潤一郎記念館の指定管理者と美術博物館の指定管理者が行う業務の区別がきちんとつくのか、何か基準があるのかを説明してください。

(事務局：長岡)

美術博物館の指定管理者に谷崎潤一郎記念館の施設及び設備の維持管理をお願いするということで、現在、谷崎潤一郎記念館が行っている維持管理をこちらで抽出し、それを美術博物館の応募者に提示し見積りをだしてもらいます。最終的にそこが決まれば、協定書等で委託する部分を明確にしていく予定です。

(事務局：宮崎)

協定書ではなく、仕様書の段階で記載しているほうが応募しやすいのではないですか。

(事務局：長岡)

谷崎潤一郎記念館の仕様書には、各種日常点検・執務室の清掃・備品の保守管理・展示、消耗品管理に関する業務ということであげてはいます。ただ、先程、意見がでましたとおおり、わかりにくい部分はあるかと思えます。

(朝沼委員長)

施設の水周りや電気設備等は業務委託にまかして、収蔵品の管理や通常使う備品の管理は谷崎潤一郎記念館の指定管理者が行うということですね。

(事務局：長岡)

全体的な清掃も、美術博物館と敷地が隣接していますので一括して行うということになります。その他、執務室以外の展示室等の清掃も一括します。谷崎潤一郎記念館には、庭園がありますので、池と庭園部分、植栽の手入れ等含めて美術博物館の応募者が行うということで考えています。

(朝沼委員長)

誤解されたり、隙間ができたりしないように、見積書提出前には、お互いの業務範囲をかなり細かく書き出して応募者へ提示しないと、いけないですね。

(事務局：中村)

現在、館の運営では、事業と管理部分とそれぞれ得意とする分野が違うために、二つの施設では、各々違う体制で指定管理者が運営しています。その中で、事業の運営と維持管理の部分それぞれ得意な部分が融合していれば一番良いかたちで、美術博物館はうまく機能しています。

ただ、谷崎潤一郎記念館については維持管理を一部委託にしておき、総合管理に比べ体制として弱さを感じるため、次の指定管理者については、そこを強化していくためにということで、このようになりました。

本来は、管理も事業運営も備えて応募していただければ、単体でうまくいきますので、心配されているような隙間などもできずにやっていけるとは思えます。

(朝沼委員長)

谷崎潤一郎記念館の応募者には、最初から維持管理部分は別の業者に業務委託するというのですね。谷崎潤一郎記念館の応募者がやるといってもですよ。

(事務局：長岡)

はい。そうです。二つの施設は同一敷地にあり、谷崎潤一郎記念館は規模も小さいので別にするコストも高くなります。二つの施設を一緒に管理することでコストダウンも見込めます。

(朝沼委員長)

文化施設には貴重な収蔵品もあると思えますし、事務局より説明のあるように、施設管理業務を切り離してしまうことで運営上問題はないのでしょうか？

(弘本委員)

業務の適正でいうと、美博の管理能力があれば対応できます。そんなに問題があるとは思いません。

(島田副委員長)

例えば、清掃を例にとると、美術博物館と一緒に清掃をすれば安くなると思いますが、谷崎潤一郎記念館が休館日であったり、閉館時間になってしまったりした場合はどうしますか？

(事務局：長岡)

実際に細かい部分までは決められていないのが現状ですが、一応は委託ということになりますので、

責任は委託元である谷崎潤一郎記念館の方が持たないといけないようにはなりません。ですので、谷崎潤一郎記念館と委託を受ける美術博物館の指定管理者が、いつ清掃をするということを双方の話し合いで決めていただくことになります。それ以外の管理や条件についても、双方の業務委託契約の中で決めていただきます。

(朝沼委員長)

島田副委員長にお聞きしたいのですが、一般の美術館等で、その美術館外の業者に清掃業務などを委託することがあるとは思いますが、その場合、収蔵庫の中まで清掃したりするのですか？

(島田副委員長)

収蔵庫の中まではしません。展示室の清掃は作品が展示されていて館側にも責任があることから、清掃作業に立ち合い監視します。

(朝沼委員長)

先程、谷崎潤一郎記念館の執務室の清掃は独自でやるとのことでしたが、実際に施設の管理業務を委託するケースはあるとは思いますが、その範囲とはどのようなものなのでしょうか？

普通の施設と違って、収蔵されているものが美術品や書物など非常に貴重なものですから、単に業務委託だからと、鍵を渡して「清掃が終われば閉めて帰って」というわけにはいかないでしょう。そのあたりがスムーズにいくのか心配です。

指定管理者が責任を持って、勝手に収蔵庫の中に入ったり、展示品を触ったり、ということがないように注意していかなくてはなりませんよね。

(事務局：長岡)

現在も清掃は委託していますので、委託先が変わるというだけで、条件としては一緒です。

(朝沼委員長)

でも、範囲は広がりますよね？

(事務局：長岡)

はい。そうですね。ただ、維持管理についてはどこの美術博物館でも業者へ委託していますので、その委託先が谷崎潤一郎記念館ではなく美術博物館の指定管理者になるということだけです。

(朝沼委員長)

何か質問等ございませんか？

では次に、審査要領と選定基準について説明願います。

(事務局：長岡)

<資料3・4を用いて、審査要領と選定基準について説明>

(朝沼委員長)

審査要領と選定基準について何か質問等ございませんか？

前回の選定基準と比べて大きく変わった部分などはありますか？

(事務局：長岡)

判定としては、前回の美術博物館を基本とするとそんなに大きく変わった部分はありません。

(弘本委員)

第一次選考は事務局の方で行うということですか？

(事務局：長岡)

はい。収支計画を出していただいた時点で、わかりますのでこちらの方でさせていただけると思います。

実際には、第二次選考から面接をしていただくようになります。

(朝沼委員長)

既に、美術博物館も谷崎潤一郎記念館もこれまでに指定管理をされていますよね。そうした実績や実態をふまえて、市の方で変えていかないといけないところや、市民からの不満などは反映されていないのですか？

(高原委員)

指定管理者を選定してその後、市側としてはどう評価されているのですか？

企画は良いが清掃などが手薄だったということですので、もう少し市側としても色々要望を出さ

れてもいいのではないですか？

(朝沼委員長)

配布された資料の中に、23年度・24年度の入館者数・事業内容・使用料についてはありますが、何らかの評価や市民からの要望などをまとめたものはないのですか？

(事務局：長岡)

<指定管理者評価表を配布して、説明>

配布しました資料は、谷崎潤一郎記念館の21年度・22年度・23年度の評価。美術博物館は、23年度からの指定管理となりますので23年度の評価になります。

(朝沼委員長)

この資料から、市の方でここを頑張ってほしい、ここは改善してほしいといった問題点はあるのでしょうか？

(事務局：長岡)

谷崎潤一郎記念館につきましては、美術博物館と違い小規模であることもあり、事業系のみの指定管理者では維持管理の部分の体制に弱さを感じるところがありますので、次の指定管理の体制として先程の提案をさせていただきました。現在の指定管理者は、谷崎文学の検証であるとか文化的なものを取り上げて色々工夫し頑張ってもらっていると考えています。

美術博物館は、準備期間がない中で指定管理を受けていただきましたので、初年度については事業的に少し厳しかった部分や、博物館部門も十分な展示ができませんでした。24年度は、その部分も改善していただき、歴史関係・博物館部門の展示や事業内容も初年度より充実したものになりました。こちらは、連合体の中に管理会社が入っていますので、維持管理の部分は安定感があります。経費・収益関係についても若干厳しい部分があるとは理解しておりますが、集客の面で頑張っただけではないかとは思っています。

(朝沼委員長)

審査要領、選定基準について、何か質問等ありますでしょうか？

(弘本委員)

事業者説明会の時には、どのような資料を配られるのでしょうか？

(事務局：長岡)

関係資料一式を配布する予定です。

(弘本委員)

評価資料は公開されているのですか。

(長岡課長)

ホームページで公開されています。

(朝沼委員長)

選定基準の配点等について質問はございませんか？

項目の追加など意見があればお願いします。

特にならなければ、事務局からご提示されています選定基準審査要項に基づいて審査をしたいと思えます。よろしいでしょうか？

(高原委員)

私達が行う配点なども公開されるのでしょうか？

(事務局：長岡)

すべてが公開されるのではなく、大項目のみ公開されます。

(高原委員)

配点すべてを公開した方が、業者の目安になります。

選定基準の(8)集客促進策に、1展示で5,000人以上の集客が見込まれる展示が提案されているか、とありますが、これは実現可能な数字なのでしょうか？

(事務局：長岡)

今年の3月から5月まで、浮世絵展を開催しましたが、集客数は11,000人でした。

(朝沼委員長)

興味を魅かれるような展示が増えてきたと思います。

(弘本委員)

まちづくりとの連携を入れたらどうですか。

(朝沼委員長)

他に何かございませんか。

これで、本日全ての議事は終了いたしました。これもちまして閉会といたします。